## 3. 役職員の自社株売買等の管理手続

**【問９. 自社株売買の管理手続】**

役職員等による内部者取引を未然に防止するためには、上場会社において、自社の役職員等による自社株売買について一定の管理手続を設けておくことが有効な方策の一つと考えられます。

多くみられるケースとしては、上場会社が役職員等の自社株売買を事前に申請させ、内部者取引に該当しないことを確認した上で売買を「許可」する方式や、自社株売買についての判断は役職員等に委ねるものの、予定する売買の内容を「事前届出」させる又は「事後届出」させる方式等があります。

この点について、御社ではどのような方策を採用しているか教えてください（ただし、事前届出制という名称の制度であっても、上場会社が売買の可否を判断する制度である場合は、実質的に①の許可制と考えられますので、そのような場合は①の許可制を選択してください。）。

以下の（ア）～（カ）の役職等の別に①～⑥の管理方法を選択してください。

① 上場会社が事前に許可した場合に限り自社の役職員等による自社株の売買を認める「許可型」

② 自社株の売買についての最終的な判断は役職員等に委ねるものの、売買の実行前に予定する売買の内容を届出させる「事前届出型」

③ 上場会社が役職員等による自社株の売買動向の把握のみを目的として売買の実行後に実行した売買の内容を届出させる「事後届出型」

④ 役職員等の自社株の売買を一切認めない「禁止型」

⑤ 上場会社自身は役職員等の自社株の売買に一切関知しない「無関知型」

⑥ その他（　　）

| 役職等の別 | 管理方法（①～⑥） |
|---|---|
| （ア）役員 | |
| （イ）重要情報に接する可能性の高い職員 | |
| （ウ）上記以外の職員 | |
| （エ）派遣社員、パート・アルバイト | |
| （オ）退職後１年以内の者 | |
| （カ）配偶者・同居家族 | |

※ 配偶者・同居家族については、例えば、役員の配偶者・同居家族についてのみ管理しており、その他の職員の配偶者・同居家族については管理していないという場合であっても、配偶者・同居家族について管理しているものとして取り扱っていただき、該当する管理方法を回答してください。